

第3次東峰村総合計画「むらづくり基本計画」及び東峰村人口ビジョン・東峰村デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと総合戦略策定業務 企画提案公募(プロポーザル)実施要領

1. 委託業務名

第3次東峰村総合計画「むらづくり基本計画」及び東峰村人口ビジョン・東峰村デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと総合戦略策定業務

2. 業務の目的

東峰村における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びその基本構想を実現するための基本計画並びにまち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条に基づき、令和4年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた方向性に沿って、「第3次東峰村総合計画「むらづくり基本計画」及び東峰村人口ビジョン・東峰村デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと総合戦略」を策定することを目的とする。

3. 業務内容

「第3次東峰村総合計画「むらづくり基本計画」及び東峰村人口ビジョン・東峰村デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと総合戦略策定業務委託仕様書」による。

4. 事業費

本業務にかかる費用の合計額は、12,400,000円(消費税及び地方消費税を含む)以内とする。なお、この額を超えた提案は無効とする。

5. 企画提案公募参加資格

以下の要件を全て満たしていることを条件とする。

- 1)福岡県内に事業所を有する事業者であること。
- 2)本委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務の円滑な遂行が可能な事業者であること。
- 3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 4)東峰村入札参加資格(物品及び役務の提供)を有すること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、企画提案書の提出時まで資格者の登録を終えていることを条件とする。
- 5)東峰村の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- 6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- 7)東峰村暴力団排除条例(平成22年東峰村条例第16号)に定める暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6. 履行期間

契約の日から令和7年2月28日(金)までとする。

7. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
1. 質問書の受付期限	令和6年5月29日(水)12:00まで
2. 質問書に対する回答日	令和6年5月31日(金)17:00まで
3. 提案書提出期限	令和6年6月3日(月)17:00まで
4. プレゼンテーション	令和6年6月6日(木)10:00から
5. 結果通知	令和6年6月10日(月)発送予定
6. 契約締結・業務開始	令和6年6月中旬 予定

8. 質問及び回答

- 1) 質問期限 : 令和6年5月29日(水)12:00まで
- 2) 質問方法 : 質問書(様式第1号)により、メールにて提出(送信時、到着を確認すること)
- 3) 回答日 : 令和6年5月31日(金)17:00
- 4) 回答方法 : メールによる個別回答

9. 提案書の提出

1) 提出書類

提出書類	部数
ア) 企画提案応募書(様式第2号)	1部
イ) 提案者概要(様式第3号)及び 提案者の組織体制、事業内容、類似業務実績が分かるもの(任意 様式、事業者パンフレット可)	10部
ウ) 企画提案書(任意様式) …A4版横置き、片面印刷。 作成に当たっては、別紙「企画提案書作成要領」を参照のこと。	10部

- 2) 提出期限 : 令和6年6月3日(月)17:00まで ※必着
- 3) 提出方法 : 持参または郵送 ※電子媒体での提出は不可。
- 4) 提出先 : 東峰村役場総務企画課 企画調整係
〒838-1792
福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425
東峰村役場宝珠山庁舎

10. 提案説明会(プレゼンテーション)

- 1) 日 時: 令和6年6月6日(木)9:45集合
- 2) 場 所: 東峰村役場宝珠山庁舎 2階 第2会議室
- 3) 説明時間: 15分以内とし、説明後5分程度の質疑応答の時間を設ける。
- 4) 出席者数: 3名以内
- 5) そ の 他: 提案説明の順は、6月4日(火)にメールで通知する。

11. 選考方法

村において、プレゼンテーションにより、提案内容の説明を受け、提案書の各項目等について採点し、以下の基準により総合的に審査して委託契約先候補者を決定する。審査結果は書面により通知する。ただし、審査結果に関する意義申し立ては受け付けない。

- 1) 業務実績、研究員、技術者評価
- 2) 実施体制評価
- 3) プレゼンテーション評価
- 4) 価格評価

12. 契約

- 1) 契約に当たっては、委託契約先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。なお、契約に関しては、あらかじめ見積書を提出するものとする。
- 2) 委託業務内容は、委託契約先候補者が提出した企画提案書を基本とするが、契約協議の過程で、内容の一部変更を求めることがある。
- 3) 契約締結に係る諸費用(印紙代等)は、受託者の負担とする。
- 4) 契約に当たっては、東峰村財務規則第113条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として、東峰村に納付するものとする。

この契約保証金は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に全額返還する。なお、東峰村を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合には、契約保証金の納付を免除する。

13. 失格事項

提出書類又は提案者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- 1) 提出書類の提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- 2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- 3) 企画提案書の見積額が「4 事業費」を超過している場合
- 4) 審査(プレゼンテーション)に出席しなかった場合
- 5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

14. その他

- 1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- 2) 提出書類は、本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的には使用しない。
- 3) 提出書類は、返却しない。
- 4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- 5) 提案書に記載した業務実施体制は、原則として変更することは出来ない。やむを得ない理由がある場合は、東峰村と協議すること。

15. 問い合わせ先

住所: 〒838-1792 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山6425番地

担当: 東峰村役場宝珠山庁舎 総務企画課 担当: 泉

電話: 0946-72-2311

FAX: 0946-72-2038

E-mail : somu@vill.toho.fukuoka.jp